

旭川市教科書調査委員会 様

旭川市教育委員会

旭川市教科書調査委員会条例第2条の規定に基づき、令和2年度に新たに文部科学大臣の検定を経た「社会（歴史的分野）」の教科用図書について、以下の採択方針を踏まえ、調査研究し、教育委員会に別紙様式1を添えて答申されたく諮問いたします。

令和3年6月18日

教科用図書の採択方針

旭川市教育委員会

令和4年度から使用する中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択に当たっては次の方針に基づき、公平かつ厳正、慎重に行わなければならない。

- 1 日本国憲法及び教育基本法を遵守する。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。
- 3 本市を中心とする地域性並びに生徒の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。